

一、経過

(1) 労働者側

A 罷業労働者ハ毎日八十名乃至八十五名位争議團本部ニ集
合シツ、アリ

B 本月十三日別添(内相) 社会局長官、神奈川縣知事貴官ノミ
ノ如キ

貝ホ労働者ノ生活防衛ノ聖戦ハ起ッタ、東京機械製作所
工場閉鎖ト其真相

ト題レテ謝原因、経過ヲ詳シセシテ活版刷十一頁ノパンフ
レットヲ作成関係方面ニ配布セリ

C 十八日別記(三)ノ如キ全労働者誌君ニ告グト題スレビラヲ
配布ス

(2) 事業主側

A 十五日 罷業職工九十名ニ封シ郵便ニテ解雇通知ヲ発ス

B 社員準社員名義ニテ「職工一同」諸君ニ呈す「ト題シ

労働者ノ主張ハ社会経営困難ノ際妥當ナラズ
トノ意味ノ忠告書ヲ各罷業労働者宛送付ス

C 送文中未成品アルノミナラス未着手ノ物スラアリト
カ処置ニ因惹ノ模様ナリ

(3) 交渉状況

A 労働者側ハ十四日中央赤会ノ決定ニ依リ今日午後三時
園友初太郎外五名、会社ニ出頭現場監督明彦土助外五名
ト會見

イ、本日ノ上半期工賃支拂ハ諸員金額中前借ヲ許ス事

ロ、増資組合買掛金ハ工賃支拂ニ際シ今回ハ差引サレ事ヲ
要求、事業主側ハ直ニ容認シタルヲ以テ午後四時全員
給料ヲ受領セリ